

中野区教育委員会会議録 平成23年第30回定例会

○開会日 平成23年10月28日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時53分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数            5人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第52号議案 平成24（2012）年度教育予算編成に向けての基本姿勢  
について

日程第2 第53号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等  
に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

〔報告事項〕

（1）委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 10 / 21 就学前健診（谷戸小学校）について
- ・ 10 / 22 特別支援学級連合運動会について
- ・ 10 / 23 中野区医師会の東日本大震災被災地視察について
- ・ 10 / 26 中野区立小学校連合運動会について
- ・ 10 / 26 虐待対応力向上研修について
- ・ 10 / 27 南中野中学校性教育に関する講演会について

（2）事務局報告事項

（なし）

中野区 教育委員会  
第 3 0 回定例会  
(平成 2 3 年 1 0 月 2 8 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第30回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第52号議案「平成24(2012)年度教育予算編成に向けての基本姿勢について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、第52号議案「平成24(2012)年度教育予算編成に向けての基本姿勢について」、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、平成24(2012)年度の教育予算を編成するに当たり、教育委員会としての基本姿勢を定める必要があるというものでございます。

昨年度から変更した点が5点ございます。

1点目は、平成22年度に行った目標体系と組織の大幅な見直しによりまして、平成23年度から、子育てや教育に関する事務について目標体系や予算を一体化して処理することになったことを踏まえまして、子育てと教育に関する事務の中で関連する事務の積極的な連携を図ることを基本として予算編成を行うことにした点でございます。この点を記書きの(1)に入れまして、昨年度の(1)から(6)の番号を繰り下げ、(2)から(7)としてございます。

2点目は、中野区の財政状況に関して、景気の先行きがこれまで以上に不透明さを増しており、歳入の減少や扶助費等の増加が見込まれるため、区の財政も大変厳しい状況にあるという点を記述した点でございます。

3点目は、平成22年度に策定した「中野区教育ビジョン(第2次)」を着実に推進することとした点でございます。

4点目は、新学習指導要領への対応が終了したため、本文と記書きから削除した点でござ

ざいます。

5点目は、今年度から文化・スポーツに関する事務の移管に伴いまして、記書きの(9)から、生涯学習・スポーツ活動支援を削除した点でございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

確認なのですが、記書きが(1)から(9)までありますけれども、これは、教育委員会としての重要度が(1)が高くて(9)までだんだん下がっているというような順位という意味はあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そういった優先順位の順に並べたということではございません。どれも重要な課題というふうに考えております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

高木委員

基本姿勢については基本的には賛成でございます。(1)の子育て施策と教育委員会の相互連携に関する事務でございますが、例えば、従来、子ども家庭部と言われていたところと教育委員会でそれぞれに発達に障害があるお子さんのパンフレットをつくっていて、それはそれで配布のシチュエーションが違ったり、意味があったと思うのですが、統合してやっていくような形になりまして、毎年つくるものではないと思うのですが、その点はちょっとよく見ていただいて、統一したものをいろいろなシチュエーションで配るとか、ぜひそういうふうにご配慮いただければなと思います。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

大島委員

質疑ということではないのですが。

この前書きの文の中にもあるように、非常に厳しい財政状況だということはもちろんわかっているのですが、ここにもありますように、教育委員会としては、未来を担ってもらう子どもの教育ということは大変重要な課題、施策だと思いますので、なるべく

教育予算が削られないようにというか、我々も予算獲得に頑張っ、教育の質が落ちないように……。もちろん、教育の質はお金にかかわるだけではない面が多々あるのですけれども、なるべく財源のほうも確保するように頑張りたいなと思って、事務局のほうでも努力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

飛鳥馬委員

私も質問ということではないのですけれども、課題として、皆さんどんなふうにお考えかなと、意見があつたらちよつとお聞きしたいなと思ひます。

耐震補強のことですが、(6)に耐震性の向上ということが書いてあります。特に学校の耐震性を高めようということは何回もお話ししてきたと思うのですけれども、できる限り頑張つて耐震補強をするということになっておるのですが、この前、新聞を読んでいたら、建築基準法で決められた法律の耐震性と、私たちが考える一般国民の耐震性が非常に違うという新聞がありました。何かというと、建築基準法で決まっている耐震性というのは、家が倒壊しなければ耐震が保たれているということなのですね。もうちよつとわかりやすく言うと、柱がちゃんと立っていて倒れなければ、天井が落ちても、壁が崩れても、それは耐震が保たれている基準であるということなのですね。

具体的には、東北大学の校舎の話が出てくるのですけれども、鉄筋コンクリートで9階建ての校舎の柱は崩れ、中の鉄筋が露出し、大震災後の建物診断では「危険」という赤い紙を張られて、「使用できません」「使用はだめです」と張られたと。「しかし、2001年に耐震補強されており、国土交通省が目標とする強度は確保していた。震災で建てかえが必要になったが、倒壊はしなかったために、耐震補強としては合格である」というのです。私もこの辺非常によくわからなかった。

この新聞記事を読んで非常にはっきりしたことは、耐震補強をしたから安全ですよ、避難所にもなりますよという認識だったのですが、そうではなかった、私はそう思っているのです。学校が避難所等になるという想定でやっているわけですが、それまで確保する耐震性というのは一体どういう基準があるのかないのかわかりませんが、天井が落ちるなどというのはしょつちゅうあるし、壁が崩れるのもあるということ。こういうことを言ってしまうと、どこまでやったらいいのか、とんでもないことになるかもしれませんが、そういうことは考えておく必要があるのかなと思つたり。つまり、地震が起きて、耐震補強はしたのだけれどもまた想定外で崩れてしまいましたということなのか、崩れなかったけれども避難所としては使えませんでしたということなのか、日本全国の課

題ではあると思うのです。今ここでどうということではないのですけれども、そういう記事をちょっと読んだもので、ちょっとご紹介といいますか、いかがなものでしょうかということです。

高木委員

飛鳥馬委員がおっしゃったとおりで、私どもの短大も建てかえをしたり補強をしたりしていますが、とりあえず、崩れて学生や教職員が死なないということが前提で、大きな地震があった後、無傷で残っているという想定はしません。それは現実的には難しいというか無理です。

あと、学校の避難所ということですが、中野区は15.59平方キロメートルに30万人以上の人口があります。ですから、学校の施設や私どもの私学が区と協定を結んで災害時に提供する約束をしていますが、それを全部やっても区民の方全員を収容できません。立って体育館とか校舎に入るかどうかです。ですから、当然、ご自宅が残っている方はご自宅にということになるのかなと。また、広域避難所に行くというのも、例えばそこに仮設を建てても30万人収容できませんから、万が一、火災とかが起こったときにとりあえずそこに逃げられるということですので、それを考えてしまうとちょっと難しいですね。

ただ、一方で、学校というのは地域の人々の心のよりどころですし、比較的中の柱とか壁とかが少なく耐震性の高い建物はやはり学校ですので、そこは一定の水準を確保して、実際大きな地震が起こってみないとわからないのですが、可能な限りそこを拠点にして活動を行うとしか現状では言いようがないですね。もちろん、中野区は財政事情もあって若干おくられていると思うのですが、先般の区長と教育委員との意見交換でも、区長にも「頑張る」というふうに約束をしていただいたので、教育委員会としても頑張るってやっというふうなことでいくしかないのかなと。甚だ情緒的ですが。

山田委員長

私も、飛鳥馬委員がおっしゃった、ハード面——躯体として倒壊しないということは必須の最低条件だろうとは思いますが、そのほかの設備でも、例えば体育館の電灯とか柱とかが倒壊することもありますし、普通の建物であっても、本棚とかそういったものが倒れてきて人命を落とすこともあるわけですから、安全というのは非常に大きな意味ではないかなと思うのです。それは、区としてできることと各学校にお願いしなければいけないこと、いろいろあるかと思います。それを踏まえての安全ということだと思います。

きょうの予算編成に向けての(8)にも、「いじめや事故など学校にかかわるさまざまな問

題」と。まさしく3月11日に起きたとき、大きな事故だと思えますけれども、そのとき学校がどのように対応してどのように子どもたちの安全を守ったか。これも大切なことだと思うのです。そういったものに対して教育委員会全体として学校を支えるという記述はまことに重いものがあると思います。例えば、帰宅できなかった子どもたちのために学校にとどめ置くようにするのか、そういったことも考えていかなければいけない。それがこの記述にも入っているのではないかと思います。予算に向けての基本姿勢の中にこういったものが盛り込まれていることは非常にすばらしいのではないかと私は思っております。

ほかに質疑はございますか。

飛鳥馬委員

今の続きですが。

やはり耐震補強は絶対必要で、やらなければいけないと思いますが、倒壊しなければ一時的に人命が救われる、助かる、まず、それが第1点、利点があると思うのです。2点目は、想定外のこういう地震等が起こる可能性も考えながら、子どもたちを避難させたりするときに、そこまで考えながら、避難場所といたしますか、避難方法といたしますか、強いときには、学校だから耐震補強してあるから全体が安全だということも必要ですけれども、もうちょっと考えて、より安全が保たれるところに避難するとか、そういうことも考える必要があるのかなというふうに思った次第です。

山田委員長

ほかにご質疑はございますか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第52号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

ここで、傍聴の皆さんにお願いをさせていただきます。携帯等でアラームが鳴りますと会議の妨げになることがありますので、携帯電話の電源はオフにされるか、マナーモードにさせていただくよう重ねてご協力のほどよろしくお願いいたします。

<日程第2>

山田委員長

それでは、日程第2、第53号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元に、クリップどめになっている資料と、あと「参考」という1枚の資料をお配りさせていただいております。「参考」と書かれた資料に沿ってご説明させていただきます。

「第53号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校教員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」ということでございます。

改正する規則につきましては、お示ししたとおりでございます。

改正する理由につきましては、平成23年10月1日に、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行されております。この施行に伴いまして、平成23年10月支給分からこの法が適用になるということになっております。これに伴いまして、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の一部が改正されております。また、「東京都職員に対する平成23年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則」というものも施行されております。これに伴いまして、中野区における規則についても整備をする必要が出てきたということでございます。

主な改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表をごらんいただけたらというふうに思います。改正いたしますのは、附則の2項中の記載に当たる部分でございます。子ども手当の認定及び支給に係る事務を定めた規定でございますけれども、ここに書かれておりました「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」という根拠法令の名称を「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」というふうに置きかえております。以下、この附則に関しましては同様の改正を行っております。

それから、新しい規則には附則がつきます。この規定自体は公布の日から施行するということでございます。それから、改正後の附則第2項の規定のみ平成23年10月1日から適用するというのを附則で規定しております。「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に基づくものにつきましては、この改正にかかわらず、従前の規定を適用するというのを経過措置として定めているというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今上程されている議案は、法律の名称が変わったことで、その名称を合わせなければいけないということだと理解したのですけれども、そういえばということなのですが、子ども手当の支給に関する法律というか、子ども手当の運用というのは今どんなふうになっているのでしょうか。おわかりになる範囲でお願いします。

副参事（特別支援教育等連携担当）

子ども手当につきましては、10月1日に特措法が公布されて、この法律は「23年度における」というタイトルもついておりまして、3月までの特措法ということになります。従来、一律1万3,000円でしたけれども、3歳未満児、それから、3歳から小学生までのお子さんで第3子以降については1万5,000円、そのほかにつきましては1万円ということで支給額が変わっております。10月、11月、12月、1月分を2月に支給するというので、ただいま準備を進めております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

特別措置法のこととということでの変更でございますけれども、よろしいですか。

飛鳥馬委員

細かいことで恐縮ですけれども。

改正案のほうは、「子ども手当の支給等」というふうに「等」が入っているのですが、現行のほうは「子ども手当の支給に関する」というふうに「等」がないのですけれども、「等」を入れたのは事務的に何かあるのでしょうか。入れたほうがほかのことでもできるからということなのでしょう。現行のほうは入っていないで、改正案のほうに入っているものだから、わかったら教えてください。

副参事（特別支援教育等連携担当）

この法律は、ご承知のような経過の中で特別に年度を切って設けられたものでございまして、従来の法律にかぶせる形でこの特措法をこの年度に限って行うというもので、その後の24年度4月以降のことにも言及して附則として述べている部分がございますので、単純にこの期間の支給ということではなくて定めているという意味を持って「等」というふうにしていると理解しております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第53号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査を終了いたしました。

<報告事項>

山田委員長

それでは、続いて報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、前回、10月21日の第29回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

10月22日土曜日、特別支援学級連合運動会が開催されまして、高木委員、教育長が出席されました。

10月26日水曜日、小学校連合運動会が開催されまして、高木委員、大島委員、飛鳥馬委員、教育長が出席されました。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問、ご発言をいただければと思います。

では、私のほうから補足をさせていただきます。

10月21日には、私が学校医をしています谷戸小学校で就学前健診が行われました。就学前の児童に相当する学区の学校において健診を行うわけでございますけれども、54名の予定のところ48名のお子さんが保護者と一緒に来校されました。谷戸小学校からの報告では、約5名の特別支援に関係するお子様の情報が学校に伝わっていたようでございますけれど

も、そのうち2名の方はまだ保護者の受容を得ていないということでございました。健診をしまして、2名ほどちょっと心配かなと。私は内科医なので、「胸の音を聞くから下着を脱いでね」とお話ししたのですけれども、脱げなかったですね。そんなこともございましたが、おおむね順調に健診が終わりました。毎年そうなのですけれども、5年生が一人一人エスコートして連れてまいります。彼らが6年、最上級生になって1年生を迎えるということでもあります。どこの学校でも、これから11月終わりぐらいにかけて就学前健診が行われて、入学前に治さなければいけない疾病等があるかないか、その辺のチェックがされるわけでございます。ということで、21日はそういった就学前健診でございました。

23日日曜日ですけれども、私の所属します中野区医師会で、東北の被災地に対しまして9名の視察団で視察してまいりました。仙台空港を有しています岩沼市というところがあるのですけれども、中野区医師会は、岩沼市医師会のほうからの要請を受けて、被災後1週間後ぐらいですか、あちらの医師会のほうで必要としている医薬品等を送りました。そのときの医師会長の先生とお目にかかりました。私たちに要請された多くは、あの当時はまだ寒い日でしたので、主にはインフルエンザの診断キットとインフルエンザの治療薬でございます。それが潤沢に行き渡ったために、岩沼ではインフルエンザの大きな発生がなかったということでもございました。岩沼では亡くなった方が150名で、1名の方がまだ行方不明ということですが、そういった検視、死体検案というのはドクターにしかできないのです。そういったことで、歯科医師会と連携を組んでやられたというお話ですとか、いち早く災害の対策本部に詰めて、岩沼市の保健福祉部長が災害対策部長になられていて、その指揮下のもとで医療活動を展開していったという話でございます。

岩沼市の市長も一緒に来ておられまして、「岩沼はいち早く復興計画マスタープランを作成している」ということです。他の市には、まだそこまでのマスタープランはできていないということです。ただ、年間予算が200億足らずの市でありますけれども、復興計画マスタープランは予算1,200億ということ。岩沼は仙台空港が近いですから、仙台空港を利用した他地域からの地域産業を充実させたいというようなお話をされておりました。これからいろいろなところで復興計画が作成されてくるのではないかと思いますけれども、もしかしたらそれがモデルになるのではないかなというお話をされておられました。

その後、バスで北に向かいまして石巻市に参りました。ご承知のとおり、岩沼も含めて、石巻、東松島、亘に中野区の職員の方が長期に派遣されているということがありまして、派遣されている中野区の職員の皆様方にお目にかかりました。元気そうでした。お寿司を

一緒に食べて激励をしてみました。ただ、ウイークリーマンションにお住まいになって、何しろ通勤が大変だと。車がない方はやはり1時間半ぐらいかかって、往復3時間ぐらいかかるということです。車を持っている方もいるのですけれども、今の車はレンタカーだそうで、四駆ではないので、これから冬になったら走れなくなるのではないかというお話もされていました。でも、何とか元気にやっぴらっしゃるようです。

石巻市役所というのは、今、前のデパートの跡地に引っ越しているのです。ですから、外装がピンク色なので、最初びっくりしたのです。石ノ森章太郎が石巻市とかかわりがあって、石ノ森章太郎のいろいろな人形が飾られていたりするのですけれども、日曜日であるのに、庁舎の中にはたくさんの市民が来られていまして、「被災証明をいただきたい」とか、いろいろなことで、いわゆる休みの日の市役所というイメージはなかったですね。

そんな中で市の方にも現状を聞いてまいりました。「建物の倒壊とか半壊とかというジャッジメントをして、その不服申し立てを今受けているところですが、なかなか難しいんですよ」ということです。全壊となりますと、その壊す費用は国が出すのだそうですけれども、半壊となりますと、現実にはその所有者が壊すのですが、臨時特措法などがあって、それも国のほうの予算ができるということでもあります。

ただ、驚きましたことは、今回の震災での大きな問題は地盤沈下ではないかと私は思います。岩沼市も全地域の8%が50cmの地盤沈下をしている。農地の24%に当たると言っていました。石巻に行きましたら、今、大潮なのかなと思うぐらい、海と道路とがほとんど同じ高さなのです。1mぐらい地盤沈下している。ということは、日本の国土が相当数失われたわけです。石巻に大きな川がありますけれども、その川に津波が来て、ご承知でしょうか、川の近くにあった大川小学校で児童が五十何名、教職員も入れて68名でしたか、亡くなっているということです。その中洲に石ノ森章太郎の博物館があるので、その周りの土地がなくなっているのです。津波によってそれだけ持っていかれたのです。ということで、今後、例えば固定資産とかそういうものはどうするのかということが国からまだ指示が出ていなくて、そういった作業もしなければいけない。石巻の海岸のほうはスクラップとかが山積みになっていて、家がなかなか壊せないのは、壊したら、その瓦礫も処理ができない状態で、それも今の実態である、どうしたらいいかということでもなかなか難しいということでもありました。

その後、そのすぐ隣の東松島市にも行ったのですが、そこも津波でやられた地区は全く手つかずです。何も手がついていません。多くの家には、「これは処分しないでく

ださい」というような張り紙がたくさんありました。処分されてしまいますと、どこにうちがあったのかわからなくなる現状もありますし、そのままですね。で、水たまりがあるのですけれども、何と水たまりの中に魚が泳いでいるのですね。ということは、津波で打ち上げられた中で、卵だったのでしょね、それが育った。そんな現状を見て、やはりそこも海と川の水面上と土地がほとんど一緒ですから、もし大雨でも来たらひとたまりもないのではないかなというふうに感じました。

7カ月以上たちますけれども、手つかずのところは全く手がついていない。先日の中野区報に震災のこの記事があつて、「忘れない」ということが掲げられておりましたけれども、震災復興にはこれからも長く長く時間がかかるでしょうから、私たちができること、しなければいけないことは何なのか、また考えていかなければいけないのかなと思った次第です。

昨日の水曜日ですけれども、中野区南中野中学校に招かれまして、「生と性を考える」ということで、「他者への思いやりを」ということで1時間ほど2年生に向けて講演をしてまいりました。中学校で使用している教科書を主に使いまして、思春期の体の変化はどうなるのかということをお話ししつつ、簡単なロールプレイで友達とのかかわりのことを一緒に勉強して、最後に、私の定番の『だいじょうぶだよ、ゾウさん』という、限りある命の絵本を一緒に読んで、最初はちょっとうるさかったのですが、だんだんと私の話にいろいろと共感してくれたのか、きちんと聞いてくださったことに感謝したいと思います。

私から以上です。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

委員長から報告がありましたように、10月22日の土曜日、特別支援学級の連合運動会に行ってきました。私は、長男が特別支援学級に在籍していますので、準備運動ですとか来賓競技に参加する気は満々なので上下ジャージで行きましたら、帰ってから、妻から「あなただけ来賓席でジャージでおかしかったから、来年はちゃんと背広を着ていきなさい」と指導されました。ただ、準備体操を率先してやりましたら、ほかの来賓の方も議員さんもやって、「今年はみんなラジオ体操をするのね。いつもより多いわ」という話でした。

昨年は、インフルエンザの関係で中止になりましてちょっと残念だったようですが、閉じた空間で、去年の中止は仕方がなかったのかなと思っております。みんな元気いっぱい非常によくできたと思います。

26日水曜日、私は小学校連合運動会の第5会場・平和の森小学校で上高田・新井、平和の森、第6会場・江古田小学校で江古田・江原・緑野に行っていました。平和の森小学校（旧野方小学校）は、残念ながら校庭が狭いのでカーブが非常にきついので、ホームの平和の森が有利で、アウェイは、カーブになるとおたおたして見ているおもしろかったです。江古田小学校の第6会場のほうは、第5もそうなのですが、児童数がばらけていまして、江古田は若干少ないので、校長先生は「うちは不利だな」とか、トップをとれないと「うちの生徒は謙虚だな」、とぼやいていましたけれども。応援も非常に盛んでよかったです。

あと、江原小学校でちょっと足の不自由なお子さんがいて、歩行器でちゃんと100mを走ってすごくよかったです。近年、中野区ではエレベーターとかがある小学校は少ないのですが、希望があればなるべく通常級で学べるようにしていますので、そういった形でいろいろな行事にも参加できるのはすごくいいことだと思いました。

私からは以上です。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

今の連合運動会の感想です。若宮小学校と鷺宮小学校に行ってきましたが、若宮は芝生が非常にきれいでした。冬芝ももう芽が出ていて、芝でない学校の児童は、「芝生ってこんなに感覚がいいのかな」と思いながら走ったのではないのでしょうか。ふかふかするぐらいよかったです。これから冬の手入れがちょっと大変かなと思いますけれども、非常にきれいな芝生になっていました。

あと、若い先生が小学校はふえているわけですが、ここ4～5年で採用された先生方、私も初任者研で毎年のように安曇野に行っていましたので顔を合わせている先生がたくさんいるわけですが、非常にはつらつと元気に走り回っている姿が非常に印象的でした。

私が最初に小学校の運動会等を見回ったころに比べると、去年もそうだったと思うのですが、最近、肥満のお子さんが減っているのかなと。ちょっと太目の子はいるのですが、走るのがつらそうな子はほとんどいないで、ほとんどはよく走っていました。

それから、非常にきれいにいいラジオ体操をやってくれました。あれだけやるためには、先生方がかなり指導しないと、あれだけきちんとできないと思うのですが、よくで

きていました。高木委員が言われるように、来賓もラジオ体操をするとか、保護者の中の何人かも脱いでやってくれる人がいたりすると、それが一層地域と一体になって運動会が盛んになると思うのですけれども、非常に見ていて楽しい運動会でした。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

私も、10月26日、小学校の連合運動会、二つの会場に行ってみりました。前半は多田小学校に行ったのですけれども、多田小、中野神明小、新山小の3校が参加していました。連合運動会というのはいいなと思ったのですけれども、特に新山小などは一つの学級しかない小規模校なもので、ふだん、ほかのクラスと競うとかいう経験がないのだそうです。ですから、校長先生いわく、「みんな妙に興奮しているんだよ」とか言っていました。同じ年のほかのといえますか、クラスでない子たちと競うという刺激的な体験ができて、すごくよかったのではないかなと思います。みんなお行儀はよく、でも、声援などはすごく元気よくやっていました。飛鳥馬委員が言われたように、ここでも初めの準備体操にラジオ体操をやっている、みんなすごく上手だったです。そこで短距離走を見まして、その後移動しました。

今度は中野本郷小学校に行ったのですけれども、中野本郷と向台と桃園小の三つの学校だったのですが、綱引きがありまして、おもしろいことに、桃園と向台では向台が勝ったのですけれども、その向台と中野本郷がやったら中野本郷が勝ったのです。だから、中野本郷が強いのかなと思うと、中野本郷と桃園とやったら桃園が勝ってしまって、3校とも1位という大変幸せな結果になったのです。ここでもみんなすごくお行儀がよくて、「整列しなさい」と言うと、整列したり、体操もしっかりやったり、先生の話も騒いだりしないできちんと聞いたりして、すごく教育が行き届いているなというのを感じました。

それと、綱引きのときに車いすのお子さんが1人いたのですけれども、その子も綱の最後のところの位置でしたが一緒に参加して引いたりして、いいなと思いました。

以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

今、先生方は皆さん、オレンジのリボンをしていただいています。オレンジリボンは虐待防止を推進するという意味が込められているのですけれども、11月がその虐待防止推進月間ということになっています。それに先立ちまして、10月26日、小学校連合運動会があった日の夜、中野区の歯科医師会のご協力で、東京都と、それから民間団体であります虐待防止センターから委託を受けて、歯科医師会で虐待防止の研修会がありました。私はあいさつだけ行ったのですけれども、中野区からは伊藤副参事が中野区の取り組みの状況について講演をしました。それに先立って、虐待防止センターの理事である医師の先生から、虐待についての詳細な、医師の目でどういうふうに見つけたらいいかというような立場でお話がありました。歯科医師会は、中野区が虐待防止支援のためにつくっています要保護児童対策地域協議会の当初からのメンバーなのですけれども、歯科医師会からは通告の事例が余りないということでしたので、これを機会に、歯科医師の先生方からもいろいろ気づいていただいて、情報提供があるといいなというふうに思った次第です。

以上です。

山田委員長

では、各委員からの報告に対しまして何かご質問、ご発言ございますか。

大島委員

今の教育長からのご報告で虐待防止の取り組みのお話がありましたけれども、中野区では、例えば、昨年、区のほうに上がってきた事例というのはどのくらいあるのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

通告は200件ほどになります。それから、虐待として対応した件数は去年の実績で150件でございます。

大島委員

それは、その後はどんなふうになったというのがわかっていますか。例えば親元に帰したとか、施設に入れたとか、そういう追跡的なことはどうなのでしょう。

副参事（特別支援教育等連携担当）

済みません。具体的な数字をちょっと持ってきておりませんが、3分の1ほどはどうしても継続ということで、44件ほどでしたか、今年度に引き継いで、まだ見守りながらケースワークをしているという状況です。また3分の1程度は、その虐待という主訴に関しては改善して危険度は下がったけれども、もう少し見守りを続けているというケースになります。それ以外は、転居もございますし、施設、一時保護というような児相を通じ

での措置というようなこととなります。

飛鳥馬委員

今の関連で。

最後の児相とのすみ分けといいますか、区でやる部分と児相にお願いする部分との対応は何か線引きしているのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

私ども中野区の子ども家庭支援センターは権限を持っておりませんので、あくまでもご相談しながらケースワークをしていくという、相手に納得していただければ、お子さんをうちで持っているサービスにつなげるとか、そういうことしかできません。強制権を持って一時保護するとか施設入所というようなことにつきましては児相の権限になりますので、児相に送致するという形で引き継ぎを行っております。そこまでいかなくても、困難事例については常に情報提供しまして、ご相談しながら対応させていただいております。

飛鳥馬委員

子どもの人権と親の親権との関係で難しいことがたくさんあると思うのですが、私の経験したのにもそういうのがありまして、やはり虐待で、児相で措置してくれて保護してくれたのです。でも、親が迎えに行ってしまうわけです。児相でそれをとめる権限がない。無理でも連れて行って、また繰り返す。そういうのも経験しました。権限も、法的になかなか難しいところがあるのですね。

わかりました。

山田委員長

私からです。

やはり児童虐待は、今の日本の大きな課題だろうと思うのです。アメリカなどでは児童虐待というのはすごく多いのです。子どもが亡くなる原因の中で、0歳未満は病気だとかいろいろあるのですけれども、1歳を超えますとほとんど事故ということになるのですが、その中に虐待も紛れているということがあって、アメリカでは虐待は非常に多いという報告があります。難しいのは、しつけと虐待がどう違うかというところから始まっているのですけれども、通告する方々で多いのは近隣からですね。「あのご家庭で子どもの叫び声が夜中に多い」とかいうのが一番多くて、次は教育機関が比較的多いのですね。学校、保育園、幼稚園。その次が医療機関が少しありますけれども、そういった意味で、歯科医師会も——実は、葛飾の例は歯科医師会の先生が見つけたけれども、結局助けられなかつ

たということもあって、医療機関でも気づきというのが大切だと思うのです。気づいて通告する義務があるので、それはしなければいけないのですけれども、もっともっと虐待に気づくというところが……。いろいろな機関で気づきというのが大切なのではないかと思うのです。気づいて、専門家である児相に相談するということになると思うのです。ここは杉並児相なのですけれども、児相は児相で、中野区、杉並区、三鷹市、武蔵野市というような広範囲の地域を扱っている。それだけの地域を杉並児相で扱っている。ですから、児相はそのケースがどんどんふえていくけれども、職員の補充がままならないので非常に忙しい思いをしているということもあるかと思えます。これは国等を挙げてどのようにしていくか、大切な子どもの命ですから、それをどう守るかというのは大切なことだと思っていますし、いろいろな課題があるので、それを一つ一つひもといていかなければいけなかなというふうに感じています。

そうした中で、歯科医師会の先生方がそういう研修を受けている。医師会の我々も年に1回、2回のそういった研修をするのですけれども、なかなか難しいことは難しいですね。  
飛鳥馬委員

山田委員長にちょっとお聞きしたい。

虐待の種類でも、今まで虐待というと、たたいたとか、体に直接危害を加えるというふうに思ってきたわけですがけれども、最近、ニュースで目立つのは、食事を与えないと。あれは、山田委員長の感覚では、ふえている傾向があるのでしょうか。どうなのでしょう。

山田委員長

ネグレクトと言いますけれども、前からそういった保護者がいたことは確かです。ただ、そういう方たちが、中野区などでも、例えば、3・4カ月とか、6・7カ月とか、9カ月とかいう乳幼児の健診で、どうも小さいとか、そういったことでつなげることはできなくはないのですけれども、そういったところに来てくださらない方も多いので、中野区はローラーでそういった方たちにきちんとアクセスしている、そういったチェックをしております。学校の中では、その健診をしていて、体重だとか身長のおえだとかいうこともチェックするわけですね。もう一つは身なりですね。着ているものがいつも変わらないとか、洗濯されていないのではないか、そういうことで気づくことはあると思うのです。ですから、そういったいろいろな事例があるので、どんなところで気づくか。気づいたらどのようなところにつなげるかということがこれからますます大切になってくるのではないかと感じています。

あと、最近、性的虐待が少しふえています。これもちょっと……。そういったことを受けた方たちは非常につらい思いをするでしょうし、なかなか告白ができなかったりする。そういったミゼラブルな話も時々耳にいたします。

では、よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

山田委員長

続いて、事務局の報告に移ります。

事務局からの報告はございますか。

事務局

ございません。

山田委員長

それでは、以上で本日の日程を終了いたします。

ここで傍聴の皆さんに11月の教育委員会の開会の予定についてお知らせいたします。

来週11月4日金曜日は、いつもどおり午前10時からこちらの教育委員会室で教育委員会の会議を開会する予定です。再来週11月11日は、緑野小学校開校式と区立第二中学校訪問と生徒との対話集会のため、教育委員会の会議はありません。11月18日金曜日は、いつもどおり10時からこちらの教育委員会室で教育委員会の会議を開会する予定です。11月25日は、地域での教育委員会のため、鷺宮区民活動センターに会場を移して教育委員会の会議を行います。開会時間はいつものとおり午前10時からです。したがって、11月の教育委員会の会議は、4日、18日、25日の合わせて3回となります。

これをもちまして、教育委員会第30回定例会を閉じます。

午前10時53分閉会